

## 河川情報ホットライン活用ガイドライン検討会

### 開催趣旨

今般の台風10号では、北日本を中心に大雨となり、各地で河川氾濫等による甚大な被害が発生した。

この台風10号の対応において、都道府県管理河川を中心として、河川管理者から関係市町村に対して避難勧告等の発令に資する河川防災情報が提供されたが、各市町村長本人まで伝達されず、避難勧告等が発令されない事例があった。

国土交通省としては、避難勧告等の発令に資する河川防災情報が、適切な段階で、かつ確実に市町村長へ伝達されることが重要であると考えます。

そこで、国の河川事務所長が、直接、関係市町村長へ河川防災情報を伝達する「ホットライン」の取組みを、都道府県管理河川等にも定着させるため、水管理・国土保全局に「河川情報ホットライン活用ガイドライン検討会」を設置し、市町村長へのホットライン活用ガイドラインを策定する。

## 河川情報ホットライン活用ガイドライン検討会

## 構成員

- 赤松 薫 国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術調整管理官
- 伊藤 芳則 国土交通省 関東地方整備局 総括防災調整官
- 小俣 篤 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課長
- 糟谷 昌俊 兵庫県 県土整備部長
- 金子 潤 宮城県 東部土木事務所長
- 金子 裕之 北海道 建設部 建設政策局 維持管理防災課長
- 杉保 聡正 静岡県 交通基盤部 理事
- 高木 章次 清水建設(株) 九州支店
- 長尾 俊彦 岡山県 土木部 防災砂防課長
- 東 憲之介 宮崎県 県土整備部長
- 本田 賢児 高知県 土木部 副部長
- 美寺 寿人 新潟県 土木部長
- 盛谷 明弘 石川県 土木部長
- 横溝 博之 神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課長

(敬称略)

(五十音順)

## 河川情報ホットライン活用ガイドライン検討会

## 規約（案）

## （名称）

第1条 本検討会は、「河川情報ホットライン活用ガイドライン検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

## （目的）

第2条 河川管理者が、直接、関係市町村長へ河川防災情報を伝達する「ホットライン」の取組みについて、市町村長へのホットライン活用ガイドラインを策定し、都道府県管理河川等にも定着させることを目的とする。

## （構成員）

第3条 検討会の構成員は、別紙の通りとする。

## （検討会）

第4条 検討会には座長を置き、河川環境課長とする。

2 座長は、議長として検討会の議事を整理する。

3 検討会における議事要旨については、会議後速やかに作成し、国土交通省ホームページに掲載する。

## （事務局）

第5条 会議の事務局は、水管理・国土保全局（河川環境課河川保全企画室）に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

## （雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## （附則）

1 この規約は、平成28年10月 日から施行する。